

令和3年度文部科学省税制改正要望事項

令和2年9月

1. 教育、科学技術イノベーション関係

- | | |
|---|--------|
| (1) 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長
延長 (金融庁との共同要望) | 【贈与税】 |
| (2) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
拡充
延長 (経済産業省等との共同要望) | 【法人税等】 |
| (3) 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付け
延長 に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長 | 【印紙税】 |
| (4) 技術研究組合の所得の計算の特例の延長
延長 (経済産業省等との共同要望) | 【法人税】 |

2. スポーツ関係

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) ゴルフ場利用税の在り方の見直し | 【ゴルフ場利用税】 |
|---------------------|-----------|

3. 文化関係

- | | |
|---|----------|
| (1) 美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例
拡充 措置の拡充 | 【相続税】 |
| (2) 地域における文化観光の推進に資する文化財（古民家等）の取得
新設 に係る特例措置の創設
(国土交通省との共同要望) | 【不動産取得税】 |
| (3) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設
拡充 (能楽堂)に係る課税標準の特例措置の拡充 | 【固定資産税等】 |
| (4) 民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の
新設 見直し | 【固定資産税等】 |

2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税の在り方の見直し【ゴルフ場利用税】

ゴルフは大衆的に親しまれているスポーツであるとともに、オリンピックの正式競技にもなっている国民的スポーツである一方で、スポーツの中で唯一ゴルフにのみ課税されている状況であることから、最終的な撤廃の目標は掲げつつ、本税の在り方についての見直しを要望する。

